



元受文科教第 581 号
令和元年 10 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
各 国 公 私 立 大 学 長
各国公私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人の長
殿

文部科学省総合教育政策局長

浅 田 和 伸

(印影印刷)



文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司

(印影印刷)



令和元年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）

児童虐待防止対策に関しては、日頃から児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の趣旨を踏まえ、取り組みいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する児童相談所における相談対応件数は依然として増加しており、子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。このような状況を受け、厚生労働省の主唱により、平成 16 年度から毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行っています。

令和元年度においても、「令和元年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」（別添 2）に基づき、令和元年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種の取組が全国的に実施されることになりました。

つきましては、貴職におかれましても、「児童虐待防止推進月間」の趣旨をご理解の上、下記を踏まえ、年間を通じて、家庭・学校・地域等の社会全体にわたり、児童虐待問題に対する深い关心と理解を持つことができるよう、積極的な御対応をお願いします。

また、本通知に関しては、その内容について、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

記

教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）並びに学校におかれては、児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、関係機関等と連携の上、以下のような点に留意しつつ、関連の取組を実施すること。

また、家庭教育支援を所管する教育委員会におかれては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の観点から、関係機関等と連携の上、以下に留意しつつ、家庭教育支援の取組を実施すること。

1. 学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

- ・ 学校は、日常の幼児児童生徒の心身の状況把握や健康診断等を通じて、児童虐待の疑いの有無について点検を行い、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合には、ためらわず速やかに市町村や児童相談所等に通告すること。
- ・ 学校及びその設置者は、児童相談所等への通告の事実を、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒の保護者に伝えないようにすること。

2. 学校・教育委員会等と関係機関との連携強化のための情報共有

- ・ 関係機関等との間で、上記1に係る通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認し、共有すること。
- ・ 関係機関等と継続的に連携して対応するため、管理職のリーダーシップの下、関係教職員によるチームとして対応に当たるとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を推進すること。
- ・ 学校は、児童虐待に係る通告の対象となった幼児児童生徒の出欠状況や欠席理由等について、市町村又は児童相談所への定期的な情報提供（おおむね1か月に1回）を行うこと。
- ・ 定期的な情報提供の期日よりも前であっても、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時や、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。
- ・ 幼児児童生徒の進学・転学の際の情報共有を推進するため、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校間及び関係機関との間の適切な連携を進めること。
- ・ 国立及び私立の学校においては、児童相談所等との連携・協力について、必要に応じて確認し、必要な対応を促すこと。

3. 学校・教育委員会等と関係機関との連携強化

- ・ 学校・教育委員会等は、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画すること。
- ・ 児童相談所等が主催する会議等への学校・教育委員会等の関係者の参加、教育委員会等が主催する会議への児童相談所等関係者の参加・協力を求めるなど、連携を強化すること。
- ・ 保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、関係機関が連携して対応すること。
- ・ 教育委員会においては、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和元年8月1日付け子家発0801第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）（別添3）に基づく調査について、他の自治体から照会があった場合には、円滑な情報提供に留意するとともに、関係自治体と連携して児童生徒の安全確認に努める等、本件に係る児童福祉・母子保健主管部（局）等からの協力依頼に積極的に対応すること。

4. 児童虐待防止に係る研修の実施

- ・ 学校・教育委員会等においては、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月文部科学省）（別添4）等の教職員用研修資料の活用や、児童相談所の職員を講師として招へいなどして、学校の教職員等に対し、児童虐待防止に係る研修を実施すること。
- ・ 特に、校長等の管理職に対しては、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定するなど、実践的な研修の充実を図ること。
- ・ また、地域における家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に対しては、「児童虐待への対応のポイント」（令和元年8月文部科学省）（別添5）を活用するなどして、研修の充実を図ること。

5. 地域における家庭教育支援に関する取組の推進

- ・ 教育委員会等においては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、家庭教育支援に関する取組を推進すること。
- ・ また、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等により、保護者への相談対応や、保護者と地域とのつながりづくりの推進等を図ること。

6. 児童虐待防止に関する啓発資料等の活用

- ・ 学校・教育委員会等においては、体罰によらない育児が推進されるよう、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」（別添6）等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

(添付資料)

- 別添 1 令和元年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）（令和元年10月29日付け子発1029第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）
- 別添 2 令和元年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱
- 別添 3 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和元年8月1日付け子家発0801第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）
- 別添 4 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm



- 別添 5 「児童虐待への対応のポイント」（令和元年8月文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm



- 別添 6 「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」
<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizer0>



(担当) 総合教育政策局 地域学習推進課
家庭教育支援室 家庭教育企画係
電話 03(5253)4111(内線) 3488
FAX 03(6734)3718

初等中等教育局 児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係
電話 03(5253)4111(内線)3299
FAX 03(6734)3735



子発 1029 第 2 号
令和元年 10 月 29 日

文部科学省総合教育政策局長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

令和元年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年度から児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い关心と理解を得ることができるよう、貴府省庁等を始め多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。令和元年度におきましても、別添「令和元年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」に基づき、11 月を「児童虐待防止月間」と定めることといたしますので、貴府省庁等におかれましては児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組を積極的に実施していただくとともに、管内の関係機関、関係団体等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼につきまして、格別の御配意をお願いします。

また、令和元年度「児童虐待防止推進月間」標語の募集につきましては、全国から 4,804 作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、別添「令和元年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」の 4 に記載のとおり『189（いちはやく） ちいさな命に 待ったなし』に決定いたしましたので、併せて御報告します。

当該標語は、令和元年度「児童虐待防止推進月間」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴府省庁等並びに関係機関、関係団体等への標語の周知等に御配意を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

1. 名 称

児童虐待防止推進月間

2. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いている。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければならない。そのため、虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目ない総合的な対策を更に進めることが必要である。

これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、多くの民間団体や国・地方公共団体等関係者の積極的な参加を求め、協働して児童虐待防止に向けた取組を推進し、その充実と定着を図ることが不可欠である。

このため、11月を「児童虐待防止推進月間（以下「月間」という。）」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い关心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するものである。

3. 基本方針

- (1) 児童虐待問題への国民の理解の浸透及び児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止に向けた取組の促進
- (3) 児童虐待防止に向けた取組における関係団体、関係機関、地域住民等の連携強化

4. 標 語

『18.9（いちはやく） ちいさな命に 待ったなし』

石居 くるみさん（東京都）の作品

※ 全国公募により選定

5. 期 間

令和元年11月1日（金）から30日（土）までの1か月間。

※ ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更可。

6. 主 唱 者

厚生労働省

7. 協力者

(1) 関係省庁等

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所

(2) 関係団体

(一社) 全国認定こども園連絡協議会	(特非) 日本法医学会
(一社) 全国病児保育協議会	(特非) 日本ソーシャルワーカー協会
(一社) 日本こども育成協議会	(特非) 子どもNPO・子ども劇場全国センター
(一社) 日本子ども虐待防止学会	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク 愛育研究所
(一社) 日本臨床心理士会	子どもの虹情報研修センター
(一社) 日本心理学諸学会連合	西日本こども研修センターあかし
(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	全国家庭相談員連絡協議会
(一社) 日本公認心理師養成機関連盟	全国学童保育連絡協議会
(一財) 児童健全育成推進財団	全国高等学校長協会
(公財) SBI 子ども希望財団	全国国公立幼稚園・こども園長会
(公財) 全国里親会	全国児童家庭支援センター協議会
(公社) 日本臨床心理士資格認定協会	全国児童自立支援施設協議会
(公社) 全国私立保育園連盟	全国児童相談所長会
(公社) 全国保育サービス協会	全国児童養護施設協議会
(公社) 全国幼児教育研究協会	全国児童心理治療施設協議会
(公社) 日本医師会	全国自立援助ホーム協議会
(公社) 日本看護協会	全国人権擁護委員連合会
(公社) 日本産婦人科医会	全国地域活動連絡協議会
(公社) 日本歯科医師会	全国乳児福祉協議会
(公社) 日本社会福祉士会	全国保育協議会
(公社) 日本小児科医会	全国保健師長会
(公社) 日本助産師会	全国保健所長会
(公社) 日本精神保健福祉士協会	全国母子生活支援施設協議会
(公社) 日本P T A全国協議会	全国民生委員児童委員連合会
(公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	全国養護教諭連絡協議会
(公社) 日本医療社会福祉協会	全国連合小学校長会
(福) 子どもの虐待防止センター	全日本私立幼稚園連合会
(福) 全国社会福祉協議会	全日本中学校長会
(福) 日本保育協会	日本私立小学校連合会
(特非) 家庭的保育全国連絡協議会	日本私立中学高等学校連合会
(特非) 子育てひろば全国連絡協議会	日本弁護士連合会
(特非) 児童虐待防止全国ネットワーク	日本臨床心理士養成大学院協議会
(特非) 全国小規模保育協議会	医療保健福祉領域公認心理師推進協議会
(特非) 全国認定こども園協会	公認心理師制度推進連盟
(特非) チャイルドライン支援センター	

8. 令和元年度における取組

国、地方公共団体、関係団体等が以下のような取組を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止に向けた取組を促進し、各関係団体、関係機関、地域住民等の連携の強化を図る。

(1) 広報・啓発活動

- ・ ポスター、リーフレット等の広報媒体の作成、配布
- ・ テレビ、新聞、機関誌、広報誌、インターネット等を通じた広報啓発

(2) シンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催

- ・ 児童虐待問題への理解、児童虐待防止対策の重要性の周知等を目的としたシンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催
- ・ 関係機関がより一層連携を図り、児童虐待防止を推進することを目的とした連絡会研修会等の開催

(3) その他、上記2の趣旨にふさわしい取組の実施

- ・ 行政機関の庁舎、関係団体の施設等を活用した広報・啓発の実施
- ・ 電話相談等の相談援助活動の実施 等

9. 関係団体等の取組状況の公表

厚生労働省において調査した関係府省庁や関係団体等の令和元年度における児童虐待防止に向けた取組の実施（予定）状況について、厚生労働省ホームページ等において公表する。